証券コード　3661
平成30年６月13日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社エムアップ
代表取締役　美藤　宏一郎

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷２-22-３　渋谷東口ビル１Ｆ
ＴＫＰ渋谷　ガーデンシティ渋谷
（前回と会場が異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第14期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案　監査等委員でない取締役２名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第3号議案　当社とＥＭＴＧ株式会社との株式交換契約承認の件
４．招集にあたっての決定事項
　招集ご通知において提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.m-up.com/）に掲載しておりますので株主総会参考書類には記載しておりません。
　株主総会参考書類のうちＥＭＴＧ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
　株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご留意ください。

以　上

本年より、株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取り止めとさせていただきます。

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.m-up.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用情勢の着実な改善や個人消費の持ち直しにより、消費者物価も上昇に転じるなど、緩やかに回復しております。海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響などへの留意は必要であるものの、今後についても回復が続くと期待されております。

当社グループを取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネットの利用時間やサービス消費も増加を続けており、今後においても安定的な成長と拡大が期待されております。

平成29年12月末における携帯電話端末全体の契約数は１億6,582万（前年同期比3.2%増）となりました（出所：一般社団法人電気通信事業者協会）。情報通信機器の保有状況を見ると、スマートフォンが71.8%（前年同期比0.2ポイント減）、タブレット端末が34.4%（前年同期比1.1ポイント増）と、通信環境の高速化に牽引され普及が進んでおります。また、インターネットの利用状況については、スマートフォンからの利用率が58%（前年同期比４ポイント増）、１日あたりの利用時間は82.1分といずれも増加しており、スマートフォンが生活の中心になりつつあります（出所：総務省「平成29年版情報通信白書」）。

音楽やアーティスト関連の市場動向といたしましては、平成29年（１月から12月）の音楽ソフト（オーディオレコード及び音楽ビデオ合計）の生産金額は2,320億円（前年同期比5.5％減）と減少傾向にあります（出所：一般社団法人日本レコード協会）。その一方で、コンサートの市場規模は、平成29年（１月から12月）には3,324億円（前年同期比7.2％増）と拡大が続いております（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）。音楽の市場全体としては堅調に推移していることから、音楽消費の主軸が、音楽ソフトからコンサートというコト消費へと移行していると考えられます。

このような外部環境の中、当社グループでは、アーティストやタレント、声優、アニメまでの幅広いジャンルを取り扱い、それらをファンクラブサイトやファンメールをはじめ、動画、スタンプ、音楽、電子書籍といった多岐にわたるデジタルコンテンツの配信やeコマースに至るまで、複合的に展開することで、サイトや各事業セグメント間でのシナジー効果を発揮させ、事業基盤の拡大と多様化を進めてまいりました。

また、新たな取り組みといたしましては、アイドルグループとのコラボレーション公式アプリの配信を開始いたしました。今後につきましても、当社グループの成長へ向けて、新規事業やサービスの開発とその育成に積極的に注力してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,683百万円（前期比0.8％減）となりました。子会社において、想定以上に新規事業への先行投資が発生したことや人員の採用を実施したことから、営業利益は309百万円（前期比27.4％減）、経常利益は434百万円（前期比7.2％減）となりました。また、特別損失の計上に伴い、親会社株主に帰属する当期純利益は96百万円（前期比68.7％減）となりました。

期別 / 部門別	第12期（平成28年３月期）		第13期（平成29年３月期）		第14期（平成30年３月期）	
	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）
携帯コンテンツ配信事業	3,220	86.2	2,977	80.2	2,789	75.7
PCコンテンツ配信事業	192	5.2	167	4.5	149	4.1
eコマース事業	309	8.3	435	11.7	227	6.2
アプリ事業	－	－	－	－	315	8.6
その他	14	0.4	132	3.6	215	5.5
合計	3,736	100.0	3,711	100.0	3,683	100.0

セグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

イ．携帯コンテンツ配信事業

当連結会計年度におきましては、事業の基盤となる有料会員の新規獲得を図るべく、アーティストや声優、タレントのファンクラブサイトの新規開設や、他社からのサイト運営の移管に取り組んでまいりました。また、既存のファンクラブサイトにおいては、ファンメールやWEBラジオ機能等の利用者目線に立った新たなコンテンツを投入することで、会員数維持や単価上昇のための施策を講じるとともに、年会費制の導入などファンクラブの多角化も進めてまいりました。

新規事業への取り組みといたしましては、テレビ局が提供するアニメ動画見放題サービスの開発や、タテ型アニメ視聴アプリのリリースなど、これまでのコンテンツ配信で培った経験やノウハウを活用し、動画配信分野の強化、開拓を進めてまいりました。また、アイドルグループとのコラボレーション公式アプリについては、２タイトルの配信を開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における携帯コンテンツ配信事業の売上高は2,789百万円(前期比6.3%減)、セグメント利益は777百万円(前期比0.8%増)となりました。

ロ．ＰＣコンテンツ配信事業

ＰＣコンテンツ配信事業につきましては、アーティスト及びタレント等のＰＣ向け有料ファンクラブサイトの運営を行ってまいりました。また、将来の携帯コンテンツ配信事業での有料化を見据え、アーティストや俳優、声優などのオフィシャルサイトの受託制作なども実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるＰＣコンテンツ配信事業の売上高は149百万円(前期比10.6%減)、セグメント損失は14百万円(前期比は0百万円のセグメント利益)となりました。

ハ．ｅコマース事業

ｅコマース事業につきましては、ＣＤ、ＤＶＤ及びブルーレイといった音楽映像商品と、それに関連するアーティストグッズを中心に、大手レコード会社との提携によるレコード会社の公式販売サイトの運営管理と、当社の運営サイトを通じた販売の両面から事業を展開してまいりました。しかしながら、前連結会計年度において、アーティストの活動状況に伴い計上された一時的な収益が剥落したことから、収益は減少いたしました。

この他、アパレル商品の委託販売なども実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるeコマース事業の売上高は227百万円(前期比47.6%減)、セグメント利益は24百万円(前期比58.0%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資は、総額で13百万円であり、その主要なものは工具、器具備品の取得13百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社では、当事業年度におきまして、新株予約権の行使により17,900株の新株式を発行し、６百万円を調達いたしました。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (平成27年３月期)	第 12 期 (平成28年３月期)	第 13 期 (平成29年３月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売　上　高(百万円)	3,712	3,736	3,711	3,683
経　常　利　益(百万円)	605	371	467	434
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	359	226	310	96
１株当たり当期純利益　(円)	50.87	30.36	41.63	12.98
総　資　産(百万円)	2,727	2,683	3,069	3,041
純　資　産(百万円)	1,850	1,975	2,227	2,130
１株当たり純資産額　(円)	245.51	262.65	293.99	280.27

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (平成27年３月期)	第 12 期 (平成28年３月期)	第 13 期 (平成29年３月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売　上　高(百万円)	3,669	3,731	3,572	3,167
経　常　利　益(百万円)	625	376	495	444
当期純利益(百万円)	375	221	296	145
１株当たり当期純利益　(円) (注１)	53.65	29.71	39.75	19.53
総　資　産(百万円)	2,742	2,688	3,003	2,919
純　資　産(百万円)	1,866	1,983	2,213	2,160
１株当たり純資産額　(円) (注２)	247.70	263.68	294.07	286.91

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の継続的かつ安定的な成長とそれに伴う収益基盤の拡大のためには、変化に富むユーザーの嗜好を的確に捉えた魅力的なコンテンツや商品の提供を行うとともに、新規の顧客層を開拓していくことが必要であると認識しております。そのため当社は、以下のような課題に取り組んでまいります。

① スマートフォンへの対応と新規事業の開発

スマートフォンの普及が進むに伴い、スマートフォン向けアプリやコンテンツ、サービスの提供と、それによる収益の拡大が課題であると考えております。これに対し当社では、よりスマートフォンに適したサイト展開やコンテンツの高付加価値化に努めております。また、アーティスト等を題材としたアプリ、電子書籍などの配信、動画サービスの提供にも注力しております。加えて、スマートフォン向けの他社プラットフォームへ対してもスタンプなどのコンテンツ提供を行っております。今後についても、スマートフォン向けの有料サイトやコンテンツ、アプリを拡大していく方針であります。

また、新規事業につきましては、積極的な新規子会社の展開や、子会社を通じた他社との事業提携、並びに新規事業の開発にも取り組んでおります。

② 有力コンテンツの獲得推進と認知度の向上並びに他社との差別化

携帯コンテンツ配信事業においては、競合や市場環境はより一層厳しさを増すものと予想されます。当社が今後も優位性を保つためには、他社にはない有力コンテンツの獲得によるサイトの認知度の向上と、サイト内容の差別化、スマートフォン向けの新規コンテンツサービスや技術への迅速な対応が課題であると認識しております。

これに対して当社では、各種メディアや業界動向などから幅広く情報収集を行うとともに、これまでに培った音楽業界での経験から、今後の流行

が予想されるコンテンツの目利きを行っております。また、それと同時にこれまで構築してきた業界内でのネットワークを活用し、同業他社に先駆けそれらコンテンツの獲得を行うことができるよう営業活動に努めてまいります。

また、サイト運営にあたっては、技術力の高いシステム開発会社を選定の上、収益をあらかじめ定められた料率で分配する方式を採用することにより、固定的な開発費用の発生を抑制すると同時に、日進月歩の携帯技術に対して機動的に対応する体制を構築しております。

③ 顧客基盤の拡大

当社の継続的かつ安定的な成長のためには、顧客基盤の拡大が重要であると認識しております。このため、当社では、今後の利用者の拡大が見込まれる新規コンテンツ分野については、より多くの利用者の目に触れることのできるよう、いち早く市場に参入することにより、サイトやサービス注目度と集客力を上昇させ、新規会員の獲得を推進しております。

また、キャリアの展開するスマートフォン向け月額使い放題のコンテンツサービスにも、複数のサイトやコンテンツを提供するとともに。キャリアと共同で様々なキャンペーンを展開するなど、収益獲得機会の間口の拡大にも努めております。

加えて、様々なコンテンツカテゴリーにおいて様々なサイトやサービスを提供する強みやノウハウを生かし、サイト間での相互リンクやコンテンツ・サービスの相互利用などにより、新規会員獲得を推進するとともに、既存会員の当社サイトの利用継続性の向上も図っております。④ 優秀な人材の確保

上記の課題に対応していくためには、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。

当社は、潜在顧客の求める魅力あるコンテンツを企画出来る能力、商品ライフサイクルにわたって利用者を引き付けるサイトを運営できる能力、ニーズの高いコンテンツを発掘できる能力、外注先を含めた人的資源をマネジメントできる能力等を有する優れた人材の確保するために、新卒も含めた採用活動の強化、社内教育の充実による人材の育成に注力していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社は、携帯電話端末（スマートフォン並びにフィーチャーフォン）及びＰＣ端末向けサイトの企画・制作・運営及びコンテンツの提供を主な事業としております。また、当社の事業は、携帯コンテンツ配信事業、ＰＣコンテンツ配信事業及びｅコマース事業に分類されます。

各事業における主な商品及び当社の位置付け等は次のとおりとなります。

（携帯コンテンツ配信事業）

当事業において、当社は、音楽事務所、アーティスト・俳優及びレコード会社等のコンテンツホルダーより許諾を受け、スマートフォン向けのアプリや公式サイトの企画を行い、各キャリア等を通じて利用者にサービスを提供します。

当事業は、提供するコンテンツやサービスに応じて、「音楽コンテンツ配信サイト」「エンタテインメントコンテンツ配信サイト」及び「ファンクラブサイト」の３つに大別されます。

（ＰＣコンテンツ配信事業）

当事業において、当社は、コンテンツホルダーよりコンテンツ許諾を受け、アーティスト・俳優等のWebサイトの制作・更新を行い、当社独自の課金システムと提携するプロバイダーの会員向けサイトとして掲載し、利用者にコンテンツの販売を行います。

また、有料サイトの運営のほか、コンテンツホルダー等のＷｅｂサイトの受託制作や､アイチューンズ株式会社が運営する｢iTunes Music Store｣へのコンテンツ提供も行っております。（ｅコマース事業）

当事業においては、レコード会社及び音楽事務所等よりＣＤ及びＤＶＤ等のパッケージ商品やアーティストのグッズの販売を、特定のブランドショップよりアパレル商品の販売を、それぞれ受託しております。それら商品を当社の運営するWebサイトに掲載し、販売を行います。なお、商品の出荷梱包、配送、決済（代金引換支払の集金）及び在庫管理は、業務委託する運送業者等が行います。

(6) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
携帯コンテンツ配信事業	46（7）名	12名減（-名）
PCコンテンツ配信事業	10（-）	-名増（-名）
eコマース事業	4（-）	2名増（-名）
共通	4（-）	2名増（-名）
その他（子会社）	31（1）	-名増（-名）
合計	95（8）	10名減（-名）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64（7）名	2名減（-名）	33.4歳	4.85年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　24,000,000株
② 発行済株式の総数　7,480,300株
③ 株主数　9,154名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
美藤宏一郎	1,475,100	19.7
ツバメ工業株式会社	296,000	4.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	124,100	1.7
藤池季樹	116,000	1.6
桑田武志	110,000	1.5
日本証券金融株式会社	102,100	1.4
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	91,000	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	89,200	1.2
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	85,600	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	71,500	1.0

（注）持株比率は、発行済株式の総数より、自己株式（86株）を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成29年５月17日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数（個）	840
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	84,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,183 （注）2、3
新株予約権の行使期間	自　平成29年６月１日 至　平成34年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,183 資本組入額　592
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1.当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じ

る１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２.新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

３．新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算定式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

４．①割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記（注）３に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に30％を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
ア）当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ）当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
ウ）当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
エ）その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
②本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、上記①アに掲げる事由が生じた場合を除き、平成30年６月１日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。
③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的たる株式の種類及び数の規定に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の規定で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項の規定に準じて決定する。

7．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

8．その他新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定する。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年３月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
美藤 宏一郎	代表取締役		
藤池 季樹	取締役	総務経理部長	
武田 和豊	取締役 (監査等委員・常勤)	(常勤)	
織原 新一	取締役(監査等委員)		株式会社インパクト代表取締役 株式会社エコグリーンホールディングス社外監査役
今村 肇	取締役(監査等委員)		

(注) １．取締役（監査等委員）織原新一及び今村肇は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）織原新一は、長年にわたり、コンサルティング業務を通じて、経理・財務業務に携わってきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、武田和豊を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、取締役（監査等委員）織原新一並びに取締役（監査等委員）今村肇の２名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役 (監査等委員を除く)	３名	110,600千円	うち社外取締役１名 −千円
取締役 (監査等委員)	３名	11,040千円	うち社外取締役２名2,400千円
合計	６名	121,640千円	−

(注) １．上記には平成29年６月28日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役１名）を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年６月29日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
４．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年６月29日開催の第12期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）織原新一氏は、株式会社インパクトの代表取締役であります。当社と株式会社インパクトの間には特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）織原新一氏は、株式会社エコグリーンホールディングスの社外監査役であります。当社と株式会社エコグリーンホールディングスの間には特別な関係はありません。

ハ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ニ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役 （監査等委員）	織　原　新　一	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会にはすべて出席し、上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識・経験に基づき、適宜意見を述べております。
取　締　役 （監査等委員）	今　村　　肇	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会にはすべて出席し、主に音楽業界における豊富な経験・見地から、適宜有用な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000
② 上記以外の業務に基づく報酬	－
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第１項の規定に基づく、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成21年12月16日開催の取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守および社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

(2) コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセスおよび業務執行において、全社を横断する調査、監督指導を行う。

(3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程および監査計画に基づき監査等委員会の監査を受け、監査等委員会は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

(4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会および取締役会に報告する。

(5) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下、「内部監査室」という。）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員および監査等委員会にも報告され、経営力の強化を図る。

(6) 事業毎に必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(7) 金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備、構築し、業務の改善に努める。

(8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性および網羅性を確保する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報および文書の取扱いは、法令および社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。

(3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定および改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織および責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(3) リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画および業務目標を明確にし、各業務を執行する。

(2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

(3) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者およびその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

５．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 当社の内部監査室が、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の職務を補助する。

(2) 監査等委員会が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定する。

６．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査等委員会を補助するようにとの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとする。

7．取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセスおよび業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員にその説明を求める。

(2) 取締役および従業員は、監査等委員会の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

(3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

8．その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会には法令に従い社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査等委員会、会計監査人および内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

(3) 代表取締役と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。

(4) 監査等委員会が独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

9．反社会的勢力を排除するための体制

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 当社は、「反社会的勢力および団体の排除に関するポリシー」により、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」と宣言するとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力および団体との関係を遮断するための取組支援、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

当事業年度における当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による内部監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の監査、評価及び改善を実施しております。また、

内部監査では、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を実施しております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

法令遵守体制の強化を図るべく「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において、当該事実を速やかに把握し適切に対処することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

(3) リスク管理

当社では、当社グループを取り巻く様々なリスクを一元的に把握、予防及び管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、コンプライアンス委員会内に「リスク委員会」を設置しております。

(4) 子会社管理

子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」を定め、総務経理部において子会社経営管理体制の整備、統括を実施しております。子会社の財務状況、事業の進捗等につきましては、当社取締役会において月次で報告を受けるなど、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を構築しております。

(5) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月１回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会における取締役の職務執行に対する監督機能を強化しております。

(6) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会への出席及びその他重要な会議への出席、取締役及び使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について監査を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(6) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。また、配当性向は30％以上を目標としております。

この方針に基づき、平成30年３月期の期末配当金は、平成30年５月15日開催の取締役会決議により、１株当たり22円とさせていただきました。

（注）本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,448,602	流動負債	885,798
現金及び預金	1,405,348	買掛金	407,507
売掛金	581,275	未払法人税等	125,281
商品	23,185	前受金	159,839
仕掛品	1,003	賞与引当金	13,849
未収入金	244,528	役員賞与引当金	30,000
繰延税金資産	39,448	その他	149,320
その他	154,473	固定負債	25,344
貸倒引当金	△660	資産除去債務	19,165
固定資産	593,388	その他	6,179
有形固定資産	258,198	負債合計	911,143
建物	195,192	（純資産の部）	
車両運搬具	7,259	株主資本	2,120,927
工具、器具及び備品	17,714	資本金	248,477
土地	38,031	資本剰余金	271,582
無形固定資産	38,008	利益剰余金	1,600,915
投資その他の資産	297,181	自己株式	△48
投資有価証券	126,417	その他の包括利益累計額	△24,412
長期貸付金	82,788	その他有価証券評価差額金	△24,412
その他	168,250	新株予約権	14,707
貸倒引当金	△80,274	非支配株主持分	19,624
		純資産合計	2,130,846
資産合計	3,041,990	負債及び純資産合計	3,041,990

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,683,767
売上原価		2,526,740
売上総利益		1,157,027
販売費及び一般管理費		847,956
営業利益		309,070
営業外収益		
投資有価証券売却益	121,245	
貸倒引当金戻入額	2,037	
受取賃借料	5,540	
その他	18,913	147,736
営業外費用		
為替差損	1,980	
貸倒引当金繰入額	20,000	
その他	513	22,494
経常利益		434,313
特別利益		
固定資産売却益	29,415	
新株予約権戻入益	3,087	32,502
特別損失		
減損損失	38,389	
投資有価証券評価損	133,000	171,389
税金等調整前当期純利益		295,426
法人税、住民税及び事業税	191,876	
法人税等調整額	1,754	193,631
当期純利益		101,795
非支配株主に帰属する当期純利益		4,801
親会社株主に帰属する当期純利益		96,994

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	245,129	268,233	1,668,091	△48	2,181,406
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,348	3,348			6,697
剰余金の配当			△164,170		△164,170
親会社株主に帰属する当期純利益			96,994		96,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,348	3,348	△67,176	―	△60,479
当期末残高	248,477	271,582	1,600,915	△48	2,120,927

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	12,407	12,407	18,648	14,823	2,227,285
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					6,697
剰余金の配当					△164,170
親会社株主に帰属する当期純利益					96,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36,820	△36,820	△3,940	4,801	△35,959
当期変動額合計	△36,820	△36,820	△3,940	4,801	△96,438
当期末残高	△24,412	△24,412	14,707	19,624	2,130,846

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数	６社
・主要な連結子会社の名称	株式会社WEARE
	株式会社THE STAR JAPAN
	株式会社FREE
	株式会社Roen Japan
	株式会社VRMODE
	株式会社KAKUZO

上記のうち、株式会社VRMODE、株式会社KAKUZOについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

株式会社WateRは平成29年９月12日付で株式会社Roen Japanに社名変更しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	総平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	個別法による原価法（連結貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
仕掛品	個別法による原価法（連結貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
車両運搬具	５年
工具、器具及び備品	４～10年

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
のれん　　5年

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

前連結会計年度において流動資産「その他」に含めておりました「未収入金」（前連結会計年度51,617千円）は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において流動負債「その他」に含めておりました「前受金」（前連結会計年度112,337千円）は、負債及び純資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「無形固定資産」の「のれん」（当連結会計年度1,447千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「無形固定資産」に含めて表示しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　67,949千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,462,400株	17,900株	－株	7,480,300株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は17,900株増加しております。

（２）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	86株	－株	－株	86株

（３）当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成29年６月13日 取　締　役　会	普通株式	164,170千円	22円00銭	平成29年３月31日	平成29年６月29日

（４）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成30年５月15日 取　締　役　会	普通株式	164,564千円	利益剰余金	22円00銭	平成30年３月31日	平成30年６月29日

（５）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成25年第7回新株予約権	平成29年第8回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	23,200株	84,000株
新株予約権の残高	232個	840個

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ．営業債権である売掛金、未収入金、長期貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。このリスクについては、当社与信管理規程に基づき、顧客企業の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

ロ．投資有価証券は、主に投資信託であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、定期的に時価を把握し、リスク管理を行っております。

ハ．営業債務である買掛金、未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社ではキャッシュ・フローの予算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,405,348	1,405,348	－
(2) 売掛金	581,275	581,275	－
(3) 未収入金	244,528	244,528	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	105,417	105,417	－
(5) 長期貸付金	82,788		
貸倒引当金（※）	△80,274		
小計	2,514	2,514	－
資産計	2,339,084	2,339,084	－
(1) 買掛金	407,507	407,507	－
(2) 未払法人税等	125,281	125,281	－
負債計	532,788	532,788	－

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額　21,000千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,405,348	－	－	－
売掛金	581,275	－	－	－
未収入金	244,528	－	－	－
長期貸付金	－	82,788	－	－
合計	2,231,152	82,788	－	－

６．減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

種類	場所	用途
ソフトウエア	東京都渋谷区	事業用資産
長期前払費用	東京都渋谷区	事業用資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益性が見込めなくなったことから減損損失を認識いたしました。

(3) 減損損失の金額

ソフトウエア	28,389千円
長期前払費用	10,000千円

(4) グルーピングの方法

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値は零として算定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	280円27銭
(2) １株当たり当期純利益	12円98銭

８．重要な後発事象

（子会社の増資）

(1) 当社の連結子会社である株式会社ＦＲＥＥは、平成30年５月７日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について決議致しました。その概要は、以下のとおりであります。

① 発行株式数：　普通株式　400株
② 発行価額：　1株当たり50,000円
③ 発行価額の総額：　20,000千円
④ 発行価額のうち資本に組入れる額：10,000千円
⑤ 発行のスケジュール：平成30年５月21日
⑥ 資金の使途：運転資金

(2) 当社の連結子会社である株式会社ＷＥＡＲＥは、平成30年５月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について決議致しました。その概要は、以下のとおりであります。

① 発行株式数：　普通株式　330株
② 発行価額：　1株当たり340,000円
③ 発行価額の総額：　112,200千円
④ 発行価額のうち資本に組入れる額：56,100千円
⑤ 発行のスケジュール：平成30年５月31日
⑥ 資金の使途：運転資金

（取得による企業結合）

当社は、平成30年５月15日開催の取締役会において、当社がＥＭＴＧ株式会社　（以下「ＥＭＴＧ」）の株式の譲渡を希望するＥＭＴＧ株主から株式を譲り受けるとともに当社を株式交換完全親会社、ＥＭＴＧを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことに関する基本合意書の締結を決議し、同日付で基本合意書を締結した。

ＥＭＴＧは、ファンサイト/ファンクラブ運営と、音楽ライブやスポーツ等の電子チケット事業を展開しております。

ファンサイト/ファンクラブ事業では、有名アーティストから新人まで100組を超えるアーティストの有料ファンサイトの運営やシステム提供を行っており、ファンサイトクラウドシステムなど当社にはない特徴も有しております。また、アーティストのプロモーションや新規アーティストの発掘を行う音楽ポータルサイトの運営も手掛けております。

将来の拡大が見込まれる電子チケット分野では、スマートフォン画面にスタンプを押す電子チケットアプリを他社に先駆け開発し、スマートフォンならではの利便性やセキュリティの高さを活かし、チケット発券枚数を大幅に伸ばしております。加えて、チケットトレードセンター機能により、現在音楽業界が抱えているチケット不正転売対策を行っており、高い評価を得ております。音楽のほかにも、プロ野球チームの公式電子チケットアプリの提供、レジャー及び文化施設等での電子チケットサービスの提供が進んでおります。

一方、当社では、ファンクラブサイトの運営を軸としながら、アニメやキャラクターを使用したスタンプやしゃべってキャラなどの各種エンタメ系コンテンツ、ファンメール配信、電子書籍といったデジタルコンテンツからｅコマースに至るまで、アーティストを中心に幅広い領域でビジネスを展開しております。

当社では、平成29年２月より電子チケットサービスの当社ファンクラブサイトへの導入や、当社のファンメール配信及びコンテンツ制作のＥＭＴＧへの提供など両社の得意分野を活かした相互発展を目的とし、業務提携を行っておりました。また、その一環として平成29年１月には、ＥＭＴＧ株式10,000株（持株比率0.7%）を取得いたしました。

電子チケットサービスは、これから大きな市場拡大が見込まれる将来性の高い事業領域であり、当社の運営するファンクラブサイトや、今後予定するＶＲライブ事業への電子チケットサービスの導入によって、当社グループの新たな事業の柱となることが期待されます。同時に、ＥＭＴＧに対しても、当社のファンメール配信やコンテンツ制作などを提供することで、当社グループ全体として収益力の上昇が見込まれます。

両社はファンクラブサイト運営という共通の事業基盤を持ち、かつターゲットとするアーティストの重複や競合も少ないことから、経営資源を相互活用することで業務の効率化とコスト削減、並びに収益性の向上を進め、迅速な意思決定と効果的な営業活動により業容の拡大を図るべく本経営統合に向けた基本契約書の締結につき決議いたしました。

２.株式取得の相手先の名称

株式会社Ｓ.Ｆ.Ｃ他38名

３.取得する会社の名称、事業内容、規模

(1) 名称　ＥＭＴＧ株式会社

(2) 事業内容　ファンサイト/ファンクラブ運営と、音楽ライブやスポーツ等の電子チケット事業

(3) 規模　資本金256,532千円

４.株式取得の時期　平成30年６月（予定）

５.取得する株式数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式数　1,441,250株

取得価額　2,979,063千円

持分比率　100.0％

６.支払資金の調達

現金及び当社株式

７.その他

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,278,553	流動負債	733,172
現金及び預金	1,365,565	買掛金	355,220
売掛金	513,199	未払金	53,562
商品	5,545	未払費用	17,033
前渡金	63,204	未払法人税等	121,191
前払費用	34,083	未払消費税等	20,839
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	7,000	前受金	106,336
未収入金	243,235	預り金	5,093
繰延税金資産	39,448	賞与引当金	13,849
その他	7,931	役員賞与引当金	30,000
貸倒引当金	△660	その他	10,044
固定資産	640,790	固定負債	25,344
有形固定資産	257,746	資産除去債務	19,165
建物	195,192	その他	6,179
車両運搬具	7,259	負債合計	785,517
工具、器具及び備品	17,262	（純資産の部）	
土地	38,031	株主資本	2,170,532
無形固定資産	38,008	資本金	248,477
商標権	19,166	資本剰余金	274,745
ソフトウエア	17,393	資本準備金	238,477
のれん	1,447	その他資本剰余金	36,267
投資その他の資産	345,035	利益剰余金	1,647,356
投資有価証券	126,417	その他利益剰余金	1,647,356
関係会社株式	51,200	繰越利益剰余金	1,647,356
出資金	27,000	自己株式	△48
長期貸付金	80,274	評価・換算差額等	△24,412
関係会社長期貸付金	60,000	その他有価証券評価差額金	△24,412
繰延税金資産	9,017	新株予約権	14,707
その他	131,400	純資産合計	2,160,827
貸倒引当金	△140,274		
資産合計	2,919,344	負債及び純資産合計	2,919,344

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,167,237
売上原価		2,046,117
売上総利益		1,121,120
販売費及び一般管理費		737,036
営業利益		384,084
営業外収益		
有価証券売却益	121,245	
貸倒引当金戻入額	2,037	
受取賃借料	5,540	
その他	13,896	142,720
営業外費用		
為替差損	1,785	
貸倒引当金繰入額	80,000	
その他	513	82,299
経常利益		444,505
特別利益		
固定資産売却益	29,415	
新株予約権戻入益	3,087	32,502
特別損失		
投資有価証券評価損	133,000	
関係会社株式評価損	9,999	142,999
税引前当期純利益		334,007
法人税、住民税及び事業税	186,277	
法人税等調整額	1,754	188,032
当期純利益		145,974

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	245,129	235,129	36,267	271,396	1,665,552	1,665,552	△48	2,182,030
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,348	3,348		3,348				6,697
剰余金の配当					△164,170	△164,170		△164,170
当期純利益					145,974	145,974		145,974
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	3,348	3,348	－	3,348	△18,195	△18,195	－	△11,498
当期末残高	248,477	238,477	36,267	274,745	1,647,356	1,647,356	△48	2,170,532

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	12,407	12,407	18,648	2,213,086
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				2,757
剰余金の配当				△164,170
当期純利益				145,974
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36,820	△36,820	△3,940	△36,820
当期変動額合計	△36,820	△36,820	△3,940	△52,258
当期末残高	△24,412	△24,412	14,707	2,160,827

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　個別法による原価法（貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法を採用しております。
ただし、建物並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
車両運搬具	５年
工具、器具及び備品	４～10年

② 無形固定資産　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用）	３～５年
商標権	５年
のれん	５年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収入金」（前事業年度51,618千円）は資産の総額の100分の5を超えたため、当事業年度においては区分掲記しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　　67,678千円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	13,317千円
短期金銭債務	25,427千円
長期金銭債権	60,000千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	86株	-株	-株	86株

５．税効果会計に関する注記

①　繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

貸倒引当金	43,154千円
賞与引当金	6,321千円
売上高調整額	26,115千円
減価償却超過額	15,659千円
投資有価証券評価損	71,345千円
関係会社株式評価額	3,061千円
有価証券評価差額金	10,178千円
資産除去債務	5,868千円
未払事業税及び地方法人特別税	6,809千円
その他	629千円
繰延税金資産小計	189,142千円
評価性引当額	△135,621千円
繰延税金資産合計	53,520千円

②　繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

資産除去債務に対応する除去費用	5,054千円
繰延税金負債合計	5,054千円
繰延税金資産の純額	48,465千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱WEARE	東京都渋谷区	10,000	WEB デザイン/イラスト制作	直接 100.0	役員の兼任 資金の援助	運転資金の貸付	35,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	7,000 60,000

(注)1.取引条件および取引条件の決定方針等

資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案し決定しており、返済条件は当該会社と個別に交渉し決定しております。

2.㈱WEAREへの貸付金に対し、当事業年度において60,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において60,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　286円91銭

(2) １株当たり当期純利益　19円53銭

８．重要な後発事象

連結計算書類の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月29日

株式会社　エムアップ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下　条　修　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　裕　之	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エムアップの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムアップ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成30年５月15日開催の取締役会において、株式取得と株式交換によりＥＭＴＧ株式会社を完全子会社とする基本合意書の締結を決議し、同日付で基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月29日

株式会社　エムアップ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下　条　修　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　裕　之	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エムアップの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成30年５月15日開催の取締役会において、株式取得と株式交換によりＥＭＴＧ株式会社を完全子会社とする基本合意書の締結を決議し、同日付で基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月31日

株式会社エムアップ　監査等委員会

常勤取締役（監査等委員長）武　田　和　豊 ㊞

社外取締役（監査等委員）　織　原　新　一 ㊞

社外取締役（監査等委員）　今　村　　肇 ㊞

（注）監査等委員織原新一及び今村肇は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　監査等委員でない取締役２名選任の件

監査等委員でない取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての監査等委員でない取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みとう　こういちろう 美藤　宏一郎 （昭和33年８月12日）	昭和59年２月　ビクター音楽産業株式会社（現ビクターエンタテインメント株式会社）入社 平成２年８月　東芝イーエムアイ株式会社（現株式会社ＥＭＩミュージック・ジャパン）入社 平成９年６月　株式会社ボーダレス・コネクション（現　株式会社アンリミテッドグループ）入社 平成10年７月　株式会社ヘッドワックスオーガナイゼーション　取締役 平成15年８月　株式会社アンリミテッドグループ　取締役 平成16年12月　当社設立、取締役 平成17年10月　当社代表取締役（現任）	1,475,100株
2	ふじ　いけ　とし　き 藤池　季樹 （昭和39年６月24日）	平成４年９月　ＡＳＴリサーチジャパン株式会社入社 平成８年３月　アキア株式会社入社 平成10年４月　日本サイテックス株式会社入社 平成13年１月　株式会社コマースセンター入社 平成16年12月　株式会社アプリックス入社 平成19年７月　当社入社　経理部長 平成19年８月　当社取締役経理部長 平成21年10月　当社取締役総務経理部長（現任）	116,000株

（注）各監査等委員でない取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	たけだ　かずとよ 武田　和豊 （昭和28年１月24日）	昭和51年６月　ポリドール株式会社（現　ユニバーサルミュージック合同会社）入社 平成18年３月　当社入社 平成18年５月　当社常勤監査役 平成28年６月　当社常勤監査等委員である取締役（現任）	44,200株
2	おりはら　しんいち 織原新一 （昭和20年10月20日）	昭和44年４月　株式会社不二家入社 平成58年３月　日産火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 平成59年３月　株式会社モスフードサービス入社 平成２年２月　日本合同ファイナンス株式会社（現　株式会社ジャフコ）入社 平成６年６月　ジャフココンサルティング株式会社出向 平成17年９月　株式会社インパクト設立、代表取締役（現任） 平成20年４月　株式会社ウッドプラスチックテクノロジー監査役 平成21年６月　当社監査役 平成26年８月　株式会社エコグリーン（現　株式会社エコグリーンホールディングス）監査役就任（現任） 平成28年６月　当社監査等委員である取締役（現任）	－
3	いまむら　はじめ 今村　肇 （昭和22年９月23日）	昭和46年４月　日本ビクター株式会社入社 昭和47年４月　ビクター音楽産業株式会社（現ビクターエンタテインメント株式会社）出向 平成３年４月　ＭＣＡビクター株式会社（現ユニバーサルミュージック合同会社）出向 平成13年４月　ユニバーサルミュージック合同会社転籍、執行役員 平成16年１月　株式会社金羊社入社 平成20年１月　当社監査役 平成28年６月　当社監査等委員である取締役（現任）	－

（注）１．各取締役候補者と監査等委員取締役である当社との間には特別の利害関係はありません。
２．織原新一氏及び今村肇氏は、社外取締役候補者であります。
３．織原新一氏につきましては、長年の上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識及び経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．今村肇氏につきましては、音楽業界の制作及び宣伝の経験を生かし、公正・中立な視点や経営全体の視点から経営監視機能を強化していただくために選任をお願いするものであります。
５．織原新一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第３号議案　当社とＥＭＴＧ株式会社との株式交換契約承認の件

当社及びＥＭＴＧ株式会社（以下「ＥＭＴＧ」といいます。）は、平成30年５月31日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、ＥＭＴＧを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものでございます。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容等は次のとおりであります。

１.本株式交換を行う理由

ＥＭＴＧは、ファンサイト・ファンクラブ運営と、音楽ライブやスポーツ等の電子チケット事業を展開しております。ファンサイト・ファンクラブ事業では、有名アーティストから新人まで100 組を超えるアーティストの有料ファンサイトの運営やシステム提供を行っており、ファンサイトクラウドシステムなど当社にはない特徴も有しております。また、アーティストのプロモーションや新規アーティストの発掘を行う音楽ポータルサイトの運営も手掛けております。さらに、今後拡大が見込まれる電子チケット事業では、スマートフォンならではの利便性やセキュリティの高さを活かして、スマートフォン画面にスタンプを押す電子チケットアプリを他社に先駆けて開発し、チケット発券枚数を大幅に伸ばしております。加えて、チケットトレードセンター機能により、現在音楽業界が抱えているチケット不正転売対策を行っており、高い評価を得ております。音楽チケットのほかにも、プロ野球チームの公式電子チケットアプリの提供やレジャー及び文化施設等での電子チケットサービスの提供が進んでおります。

一方、当社では、ファンクラブサイトの運営を軸としながら、アニメやキャラクターを使用したスタンプやしゃべってキャラなどの各種エンタメ系コンテンツ、ファンメール配信、電子書籍といったデジタルコンテンツからｅコマースに至るまで、アーティストを中心に幅広い領域でビジネスを展開しております。当社は、ＥＭＴＧとの間で、両社の得意分野を活かした相互発展を目的として、平成29年１月に当社がＥＭＴＧ株式10,000株（平成29年１月時点における持株比率0.7％）を取得し、同年２月より電子チケットサービスの当社ファンクラブサイトへの導入や当社のファンメール配信及びコンテンツ制作のＥＭＴＧへの提供などの業務提携を行ってまいりました。

ＥＭＴＧの展開する電子チケットサービスは、これから大きな市場拡大が見込まれる将来性の高い事業領域であり、当社の運営するファンクラブサイトや今後予定するＶＲライブ事業への導入により、当社グループの新たな事業の柱となることが期待されます。また、当社からＥＭＴＧに対して当社のファンメール配信やコンテンツ制作などを提供することにより、当社グループ全体の収益力の上昇も見込まれます。両社はファンクラブサイト運営という共通の事業基盤を持ち、かつターゲットとするアーティストの重複や競合も少ないことから、経営資源を相互活用することで業務の効率化とコスト削減、並びに収益性の向上を進め、迅速な意思決定と効果的な営業活動により業容の拡大を図るべく、経営統合に向けた協議を行ってまいりました。

その結果、本株式交換を行って当社がＥＭＴＧを完全子会社化することが、ＥＭＴＧの企業価値向上に資すると同時に、当社グループ全体の企業価値の向上にも非常に有益であるとの考えを共有するに至りました。

２.本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社エムアップ（以下「甲」という。）及びＥＭＴＧ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるために、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1)　株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社エムアップ

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目１２番１８号渋谷南東急ビル１０階

(2)　株式交換完全子会社（乙）

商号：ＥＭＴＧ株式会社

住所：東京都港区赤坂二丁目２番１２号　NBF赤坂山王スクエア１F

第3条　（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1．甲は、本株式交換に際して、効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に1.648を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2．甲は、前項の株式を、前項の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.648株の割合をもって割当交付する。

前項に基づいて割当てる株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てる。）に相当する株式を売却し、その端数に応じてその代金を前項の株主に交付する。

3．第2項に基づいて割当てる株式のうち、1単元（100株）に満たない単元未満株式について、甲は、会社法192条1項の規定による単元未満株主からの単元未満株式買取請求、又は、会社法194条1項及び甲の定款による単元未満株主からの単元未満株式売渡請求にそれぞれ応じる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)　資本金　　0円

(2)　資本準備金　会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3)　利益準備金　0円

第5条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成30年9月28日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条　（株主総会）

1.　　甲は、平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙間で協議の上これを変更することができる。

2.　　乙は、平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交

換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙間で協議の上これを変更することができる。

第7条　（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条　（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）
甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条　（本契約の効力）
本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（管轄裁判所）
本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条　（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月31日

甲　　東京都渋谷区渋谷三丁目１２番１８号
渋谷南東急ビル１０階
株式会社エムアップ
代表取締役　美藤　宏一郎

乙　　東京都港区赤坂二丁目２番１２号
ＮＢＦ赤坂山王スクエア１階
ＥＭＴＧ株式会社
代表取締役　冨田　義博

３.会社法施行規則第193条（第５号及び第６号を除く。）に定める内容の概要
（１）本株式交換に際して当社がＥＭＴＧの株主に対して交付する対価の相当性に関する事項
①本株式交換に係る割当ての内容

	当社（株式交換完全親会社）	ＥＭＴＧ（株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1.648
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：1,522,257株（予定）	

（注１）本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）
当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がＥＭＴＧの発行済株式（ただし、当社が保有するＥＭＴＧ株式を除きます。）の全部を取得する直前時（以下「基準時」といいます。）におけるＥＭＴＧ株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、１株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1.648株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する株式数
本株式交換により交付される当社株式は1,522,257株の予定です。当社は、当社は、当社株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行

する予定です。当社の交付する株式数は、ＥＭＴＧの自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。
なお、ＥＭＴＧは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するＥＭＴＧの取締役会決議により、ＥＭＴＧが保有する自己株式及び基準時の直前時までにＥＭＴＧが保有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前時をもって消却する予定です。

（注３）単元未満株式の取扱い
本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるＥＭＴＧ株主の皆様については、当社の定款及び会社法の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。
１．単元未満株式の買増制度（100株への買増し）
当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。
２．単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）
当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理
本株式交換に伴い、当社株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなるＥＭＴＧ株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

②本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
ＥＭＴＧは、新株予約権を345個（目的となる株式の数86,250株）発行しており、平成 30年５月31日現在において残存しておりますこれらの残存する新株予約権については、ＥＭＴＧが完全子会社となる株式交換に係る株式交換契約について株主総会の承認決議がなされたときはＥＭＴＧがこれを無償で取得できる旨の取得条項が付されていることから、平成30年６月28日に予定されているＥＭＴＧ

の株主総会において本株式交換契約が承認された場合、同日中にＥＭＴＧが無償取得した上、法令の定めに従って消却の手続を実施する予定です。

なお、ＥＭＴＧは新株予約権付社債の発行はしておりません。

③本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア）本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

上記３．（１）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たっては、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関である税理士法人ディープインパクト（以下「ディープインパクト」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社においては、下記（エ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるディープインパクトから取得した株式交換比率に関する算定書及び当社のリーガル・アドバイザーである飛松法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。また、ＥＭＴＧにおいては、下記（エ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ＥＭＴＧのリーガル・アドバイザーである光和総合法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ＥＭＴＧ株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、当社及びＥＭＴＧは、デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及びＥＭＴＧの財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、当社及びＥＭＴＧは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、平成30年５月31日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

（イ）算定に関する事項

（i）算定機関の名称及び上場会社との関係

第三者算定機関であるディープインパクトは、当社及びＥＭＴＧから独立した算定機関であり、当社及びＥＭＴＧの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（ii）算定の概要

ディープインパクトは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所一部市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、平成30年5月31日を評価基準日として、東京証券取引所における評価基準日の終値及び評価基準日以前１か月、３か月、６か月の各期間の単純平均終値を採用しております。

ＥＭＴＧの株式価値については、比較可能な上場類似会社が存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法及び将来の事業活動の状況を算定に反映するためＤＣＦ法を用いて算定を行いました。

類似会社比準法においては、ＥＭＴＧと事業内容、事業規模、収益の状況等が類似している上場企業の株式価値総額に対する純利益倍率（ＰＥＲ）を用いて算定しております。

ＤＣＦ法においては、ＥＭＴＧの中期事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したＥＭＴＧの財務予測に基づき、ＥＭＴＧが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。ＥＭＴＧの財務予測に関する情報については、経営陣より現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に形成され提供されたことを前提としており、企業価値の評価の基となる事業計画によれば、大幅な増減益が見込まれる事業年度はありません。なお、ＤＣＦ法の算定の基礎としたＥＭＴＧの財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

その結果として、当社の普通株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下の通りとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	ＥＭＴＧ	
市場株価法	ＤＣＦ法	0.966～1.680
	類似会社比準法	1.330～1.728

なお、ディープインパクトは株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開されている情報等を原則そのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性について検証を行っておりません。ディープインパクトの株式交換比率の分析は平成30年5月

31日現在までの上記情報等を反映したものであります。

（ウ）上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換に伴い当社が上場廃止となる見込みはありません。

（エ）公正性を担保するための措置

当社及びＥＭＴＧは、次のとおり本株式交換の公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書

当社は、第三者算定機関であるディープインパクトから株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（イ）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社及びＥＭＴＧは、いずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、飛松法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、飛松法律事務所は、当社及びＥＭＴＧから独立しており、当社及びＥＭＴＧとの間に重要な利害関係を有しません。

一方、ＥＭＴＧは、リーガル・アドバイザーとして、光和総合法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、光和総合法律事務所は、当社及びＥＭＴＧから独立しており、当社及びＥＭＴＧとの間に重要な利害関係を有しません。

（オ）利益相反を回避するための措置

本株式交換を行うことを決議した当社の取締役会及びＥＭＴＧの取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員または従業員を兼務する者がなく、本株式交換にあたって利益相反関係は生じないことから、特段の措置は講じておりません。

（２）本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により当社において増加する資本金及び準備金の額は次のとおりです。かかる資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

資本金の額　　０円
資本準備金の額　会社計算規則第39条第２項の規定に従い当社が別途適当に定める金額
利益準備金の額　０円

（３）会社法第768条第１項第４号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

（４）ＥＭＴＧについての次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

ＥＭＴＧの平成30年３月期における計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款の定めにより当社ホームページ（http://www.m-up.com/）において掲載しております。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

（５）当社についての、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区渋谷２-22-３　渋谷東口ビル１Ｆ
ＴＫＰガーデンシティ渋谷
TEL：03-4577-9253

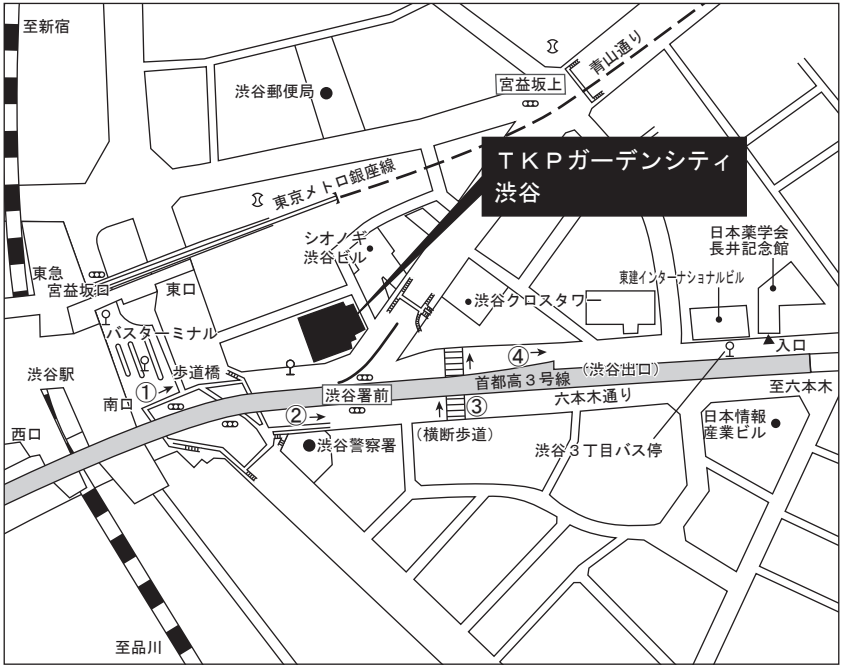

交　通

- ＪＲ山手線　渋谷駅　東口　徒歩３分
- ＪＲ埼京線　渋谷駅　東口　徒歩３分
- ＪＲ湘南新宿ライン　渋谷駅　東口　徒歩３分
- 東京メトロ銀座線　渋谷駅　徒歩３分
- 東京メトロ半蔵門線　渋谷駅　15番出口　徒歩３分
- 東京メトロ副都心線　渋谷駅　15番出口　徒歩３分
- 東急東横線　渋谷駅　15番出口　徒歩２分
- 東急田園都市線　渋谷駅　15番出口　徒歩２分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。